

税務と経営

発行所 有限会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990
FAX (06) 6885-3991
URL <http://www.ep-support.com/>
E-mail support@ep-support.co.jp

ヒントヒント

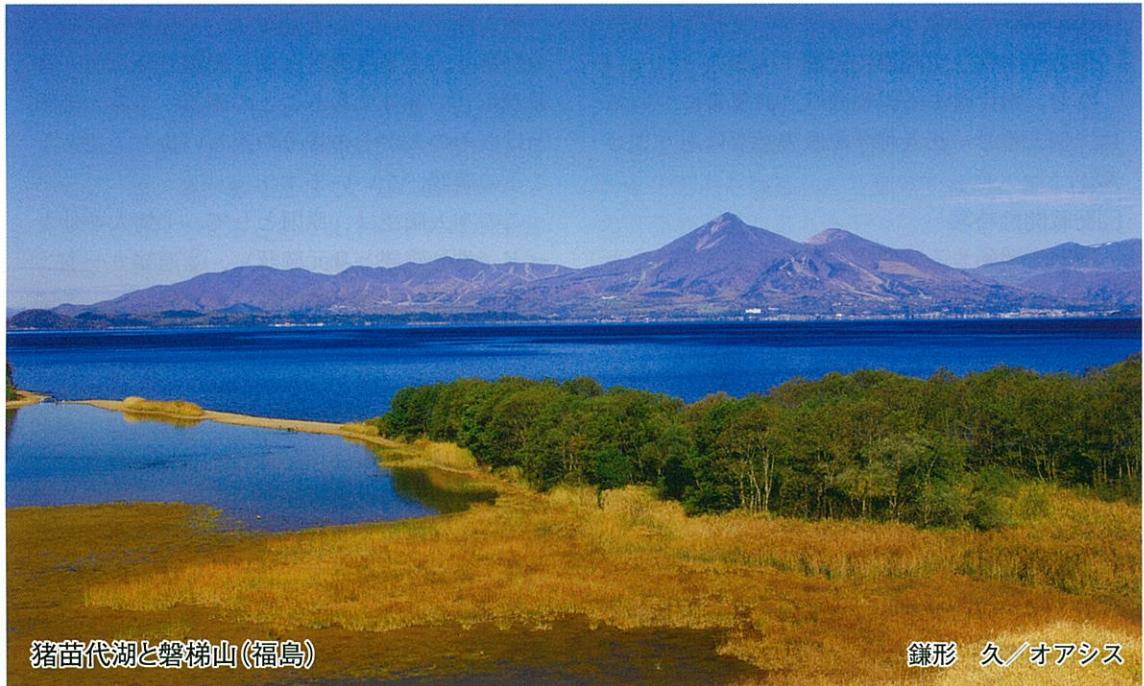
ワクワク 今年の箱根駅伝で初優勝した青山学院大学の原晋監督の指導はワクワク大作戦だった。それが、チームに劇的な効果をもたらし、長距離走の印象を変えた。どの選手も明るい。笑顔で走り切った者もいた。やる気を出させるために、①萎縮させず寛容になる。②コミュニケーションを一方通行にしない。③具体的な指示を出し過ぎない。すると、全員が主体的になり、集団の質が上がった。主体性を磨くのが「やる気の土台」。脳に詳しい篠原菊紀諏訪東京理科大学共通教育センター教授は言います。やる気を引き出す一番の肝は、具体的な行動や達成した事実をほめて、ワクワクさせることだ、と。島沢優子著 AERA所載。

税務 ミニガイド

政府・与党は、遺言に基づいた相続について、基礎控除に上乗せする形で一定額を控除する「遺言控除」を新設し、相続税を軽減する方向で検討を進めています。遺言促進による円滑な資産移転を促し、相続をめぐるトラブルを防止するため、新控除の創設を目指すとしています。



ヒントヒント



マイナンバー制度

令和元年1月1日より施行
平成27年10月から個人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。

□マイナンバー制度スタート

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が、いよいよスタートすることになります。平成27年10月から、個人番号や法人番号が通知され、平成28年1月から、順次、利用が開始されます。

国税分野では、税務署等に提出する申告書や法定調書等の税務関係書類に、個人番号・法人番号を記載することが義務づけられました。

□記載しなければならない場合

具体的には、次のような人の個人番号や法人番号を記載しなければならないことになります。

①申告書を提出する人

②申告書等に記載された所得税の控除対象配偶者や扶養親族

③申告書等に記載された青色事業専従者や白色事業専従者

④源泉徴収義務者等を経由して税務署長等に提出すべきこととされている申告書等を提出する人やその申告書を受理した源泉徴収義務者等

⑤法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける人その他法定調書に記載すべき人

なお、納付書や所得税徴収高計算書については、個人番号・法人番号記載の必要はありません。

□記載開始時期

記載を開始する時期は、税目によって異なっており、所得税や贈与税については、平成28年分の申告書から、法人税については、平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から、法定調書については、平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るものから、申請・届出書等は、平成28年1月以降に提出するものから、などとなっています。

□本人の確認

個人番号の提供を受ける際は、なりすましを防止するため、厳格な本人確認が義務付けられ

話のタネ

○世界一の記録ばかりを集めたギネスブックは英国のビール会社・ギネス社が発行元。何故こんな本を作ったのか。1954年ギネス社の専務が猫に行き、ハンター仲間と最も早く飛ぶ鳥の話で盛り上がった。その時、彼は閃いた「世界記録の話ばかりを集めた本を作れば、酒飲み話が盛り上がりビールの売り上げが伸びるので」と。言わば酒の肴、販売促進策。



ています。

個人番号が記載された申告書や申請・届出書等を税務署等へ提出する際には、税務署等で本人確認が行われます。

会社などの法定調書提出義務者が、法定調書に記載するために金銭等の支払等を受ける人から個人番号の提供を受ける際には、会社などが本人確認をすることになります。

本人確認には、①番号確認、②身元確認の二つがあり、①番号確認とは、記載された個人番号が正しい番号であることの確認、②身元確認とは、その人がその番号の正しい持ち主であることの確認、をいいます。

この本人確認は、原則として、①個人番号カード（番号確認と身元確認）、②通知カード（番号確認）と運転免許証（身元確認）、③個人番号が記載された住民票の写し（番号確認）と運転免許証（身元確認）などで、行うことになります。

□扶養親族等の確認

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書に記載された控除対象配偶者や扶養親族等の本人確認は、源泉徴収義務者（会社）ではなく、給与所得者自身が行うこととなります。

納税者勝訴率と 納税者救済制度

平成23年11月に国会において成立、12月に施行された「税務調査手続の法定化等」以後、納税者の救済や主張認容の割合はどのような変化をみせたのでしょうか。

1. 全体

この程国税庁・国税不服審判所から公表された平成26年度の異議申立て・審査請求・訴訟の状況によりますと、納税者の主張を何らかの形で認容した割合は異議9.3%（微減）、審査8.0%（微増）、訴訟6.8%（微減）となっています。

2. 異議申立て（対処分庁）

税務署長に、処分の通知を受けた日の翌日から2ヵ月以内に「異議申立て」ができます。税務署長は、その処分が正しかったかどうかを改めて見直しを行い、その結果（異議決定）を納税者に通知します。発生件数は2755件で前年比

16.8%の増加となりました。増加原因は復興税に係る分野です。

3. 審査請求（対国税不服審判所）

異議決定後なお処分に不服がある時は、異議決定通知の日の翌日から1ヵ月以内に国税不服審判所長に「審査請求」をすることができます。所長は納税者の不服の内容を審査し、その結果（裁決）を納税者に通知します。この裁決は、納税者に対して不利益となる変更はなされません。発生件数は2030件、前年比28.9%減少で、その原因は、ここ数年にわたる大型の輸入消費税事案がひと段落したためとされています。

4. 訴訟（対裁判所）

国税不服審判所長の裁決を受けた後、なお処分に不服がある時には、その通知を受けた日の翌日から6ヵ月以内に裁判所に訴訟を提起することができます。今回の発表では、前年度比18.3%減の237件となっていますが、平成元年以降では最小の件数となっています。その原因は、全ての税目及び審判所関係に係る事件の減少によるものと分析しています。

ナマの税務相談室

Q お忙しいところ済みません。今年の年末の申告のことなのですが。

A 分かりました。早速伺いましょう。

Q 有難うございます。被相続人父（甲）に、長男（A）、長女（B）、次男（C）の三人の相続人がいます。甲の遺産額は1億4千万円です。遺言書がありまして、Bに預金から2千万円を相続させるとあります。そのほか生前4年前に甲はAにマイカー購入資金に1千万円贈与していました。Aは贈与を受けた翌年に贈与税を、231万円申告納付しています。大要は以上の通りです。まだ相続人間では遺産分割協議は調っていません。相続税の申告に際しては、ご指導賜れば幸いです。

A 相続税の申告書を提出する場合において相続財産が共同相続人によってまだ分割されていないときは、その未分割財産は、各共同相続人が民法に規定する相続分に従ってその

遺産が未分割

特別受益者も存在

財産を取得したものとして、各人の課税価格を計算いたします。

今回は遺言書での遺贈やAに対する生前の特別受益を考慮に入れなければならない点がポイントです。

ところで、見做し相続財産は生前の特別受益の1千万円を加算した1億5千万円、各人はその3分の1、つまり5千万円が法定相続分です。そこからAは特別受益額1千万円、Bは遺贈の2千万円を控除した額が相続分です。Cは5千万円が相続分です。相続税の課税価格の計算ではBは別途に遺贈の2千万円を加算した5千万円が課税価格となります。纏めますと課税価格はA 4千万円、B 5千万円、C 5千万円となります。

なお、Aの1千万円は、生前3年以内ではないので相続税の計算上は贈与財産価額の加算や贈与税額の控除の適用はありません。

ナマの税務相談室

外興資本開拓部・アーバンマーケティングの28.01

重点管理富裕層名簿

最近、税務専門誌に報道されていたところによると、国税当局には「重点管理富裕層名簿」というのがあり、この名簿への登載は、各國税局の内部の複数の係りの協議の上での指定による、とされていました。登載されるのは、重点管理富裕層として指定された管理対象者だけでなく、周囲の一定の個人（例えば家族など）や法人も含まれ、一體的に管理されるようです。

該当者と指定される基準には、①形式基準と②実質基準があり、次のようになっています。

- ①見込保有資産総額が特に大
- ②形式基準に該当しない者の中、一定規模以上の資産を保有し、かつ、国際的租税回

避行為その他の富裕層固有の問題が想起され、重点管理富裕層として特に指定する必要があると認められる者

一般に、資産家とか富裕層とかいう言葉があり、その人数はどれくらいか、という報告はいくつかあります。クレディ・スイスのレポートによると、純資産100万ドル以上の日本の富裕層は2,728千人、純資産額5,000万ドル以上の超富裕層は2,887人です。イギリスのナイト・フランクは、純資産3,000万ドル以上の超富裕層は日本では、16,703人としています。野村総研の公表では、日本における純金融資産保有額が1億円以上の富裕層は100.7万所帯、5億円以上の超富裕層は5.4万所帯とされて

います。

税務当局の「重点管理富裕層」の形式基準対象者は、どちらかというと、富裕層一般ではなく、超富裕層に近い概念と推測されそうです。

超富裕層への課税強化は、稼得に対する課税としての所得税、移転に対する課税としての相続税・贈与税のところでは、その最高税率のアップとして、すでに現れており、国外財産調書制度の施行、財産債務調書制度の一新化、マイナンバー制度の導入と、情報捕捉の態勢も整えられ、平成27年7月から施行の出国税（国外転出時課税制度）、平成28年から施行の金融税制の構造変換と着実に歩が進められています。

財産の総額に累進税率を掛ける富裕税（戦後の日本にあり、フランスには今もある）の復活も視野にあるかもしれません。

事を成し遂げる者は、愚直でなければならぬ。
才走つてはうまくいかない。



11月、このころ春が蘇ったような温暖な日和がづくのを、小春日和といいます。これに当たる言葉は外国もあります。アメリカでは晩秋の「インディアン・サマー」、ヨーロッパではそれよりも一寸早い時期で、ドイツは「老婦人の夏」、ロシア語では「女の夏」。春ではなく、なぜか夏です。

「野の末に小さな富士の
小春かな
紅葉」
8日立冬、
23日小雪。

11月の税務メモ

(国 税)

- 10月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 所得税予定納税額の減額申請
- 9月決算法人の確定申告
- 28年3月決算法人の中間（予定）申告
- 所得税予定納税額の第2期分納付
- 特別農業所得者の予定納税

(地方税)

- | | |
|-----------|---------------------|
| 10日 | ○10月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 16日 | ○9月決算法人の確定申告 |
| 30日 | ○28年3月決算法人の中間（予定）申告 |
| （地方条例による） | ○個人事業税の第2期分納付 |

（勝
海舟）

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。